

平成二十一年四月二十四日受領
答弁第三一六号

内閣衆質一七一第三一六号

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する質問に対する答弁書

一について

「通常健康状態にある人物に対する時と比較し」及び「異なる対応がとられること」の意義が必ずしも明らかでないので、お答えすることは困難であるが、一般的に、検察当局においては、被疑者や参考人の健康状態に十分配慮しつつ、捜査を行っているものと承知している。

二について

「ある事案に対して容疑が持たれているものの、ガン等の重大疾病を患い、術後の経過が思わしくない等、健康状態が優れない人物に対して、その人物の入院先にまで押しかけて取り調べを行う、また退院後、継続的な専門治療を必要とする中、逮捕、勾留する等の、当該人物の健康状態をほとんどまたは全く考慮しない対応をとったことで、当該人物が死亡した」の意義が必ずしも明らかでないので、お答えすることは困難である。

三から七まで及び十について

お尋ねについては、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、答弁は差し控えたい。

八について

お尋ねの方が亡くなった理由については、政府としては承知していない。

九について

お尋ねについては、「検察庁として、どのような意図の下、佐藤氏の事例の様に、逃亡の恐れがなく、更には家宅捜査を何度も受け、罪証隠滅の恐れもない重病患者を逮捕、勾留し、死に至らしめる」の意味が明らかでないので、お答えすることは困難である。